作成例

土砂災害に関する避難確保計画

[　施　設　名　]

作成：令和　　年　　月

（改訂：令和　　年　　月）

※この作成例は、土砂災害に関する避難確保計画の標準的な記載内容を示したものなので、施設の実情や特性に応じて適宜修正してください。

・その他の箇所も施設の特性に合せて、適宜修正を行なって下さい。

避難確保計画中の図表はすべて別紙とし、巻末等へ集約しても構いません。

・その他の箇所も施設の特性に合せて、適宜修正を行なって下さい。

避難確保計画中の図表はすべて別紙とし、巻末等へ集約しても構いません。

１．目　的

　　　土砂災害に関する避難確保計画（以下「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、[施設名]近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　　　本避難確保計画は、[施設名]に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２．防災体制に関する事項

（１）各班の任務と組織

　１）各班の任務

　　①総括責任者（施設管理者）

　　　・避難の判断・指示等防災対策についての指揮ほか全般を統括する。

　　②指揮班

　　　・各班からの報告事項を総括責任者に報告する。

・総括責任者を支援し、各班に必要な事項を指示する。

③情報収集班

　　　・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した積極的な気象・災害情報の収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報等を収集し、総括責任者及び各班に必要事項を報告・伝達する。

　　　・[市町村防災担当課]と避難に関する情報等について報告・連絡を行い、その結果を総括責任者及び各班に報告・伝達する。

　　　・施設利用者の家族等に連絡し、施設利用者の避難状況や状態（体調等）を報告する。

　・必要に応じて、消防、警察、地域の自主防災組織等の関係諸機関と連絡し、その内容を総括責任者及び各班に報告・伝達する。

　　④避難誘導班

　　　・利用者等に状況の説明を行う。

・利用者等を避難場所まで避難誘導する。

　　　・避難完了及び利用者等の状態（体調等）を指揮班、救護・物資班に報告する。

　　⑤救護・物資班

　　・負傷者の救出や応急処置、病院への搬送等を行うとともに、状況を指揮班に報告する。

・体調不良者の処置、病院への搬送等を行うとともに、状況を指揮班に報告する。

・避難の際に必要な資器材、食料・飲料水、医薬品、備品等を準備する。

　２）組織図

≪昼間≫

総括責任者　（施設管理者）

　[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班長：[役職・氏名]

指揮班

班長：[役職・氏名]

情報収集班

班長：[役職・氏名]

班長：[役職・氏名]

避難誘導班

救護・物資班

≪夜間≫

総括責任者　（施設管理者）

　[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班員：[役職・氏名]

[役職・氏名]

[役職・氏名]

班長：[役職・氏名]

指揮班

班長：[役職・氏名]

情報収集班

班長：[役職・氏名]

班長：[役職・氏名]

避難誘導班

救護・物資班

図-1　職員の役割分担

３）参集基準

表―１　参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体　制 | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
| 注意体制 | ・台風の接近が予想される場合  ・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | 情報収集班[○名] |
| 警戒体制 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・避難準備 | 総括責任者  指揮班[○名]  情報収集班[○名]  避難誘導班[○名]  救護班[○名] |
| 非常体制 | ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等が発令された場合  ・土砂災害警戒情報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・[○○市町村]等関係行政機関との連絡・通報  ・避難誘導 | 原則全職員 |

　４）緊急時連絡網

利用者等

情報収集班

指揮班

[○○消防署]

[○○自主防災組織]

[○○警察署]

[○○市町村○○課]

施設利用者の家族等

避難誘導班

[○○病院]

救護・物資班

図-２　緊急時連絡網

　５）関係機関緊急連絡先

表―２　関係機関緊急連絡先

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | | | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス | 備考 |
| 防災行政機関 | [○○市町村防災担当課] | |  |  |  |  |
| [○○市町村福祉担当課] | |  |  |  |  |
| [○○消防署・○○分署] | |  |  |  |  |
| [○○警察署・○○駐在所] | |  |  |  |  |
| 協力機関 | [○○自主防災組織] | |  |  |  |  |
| [○○病院] | |  |  |  |  |
| [○○施設] | |  |  |  |  |
| ライフライン | 電気 | [東北電力○○営業所] |  |  |  |  |
| ガス | [○○ガス] |  |  |  |  |
| 水道 | [○○市町村水道課] |  |  |  |  |
| 通信 | [NTT東日本○○営業所] |  |  |  |  |

（２）事前対策

　　　　・台風の接近などあらかじめ大雨により土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、避難確保計画に基づく班編成や各班の任務等について確認するとともに、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止等を検討する。

・情報収集班は、積極的に気象情報等を収集し、各班で情報共有する。

（３）情報収集及び伝達

・情報収集班は、気象情報、土砂災害警戒情報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、総括責任者、各班及び利用者等に必要事項を報告・連絡する。

　　　　　　・土砂災害の前兆現象や被災時の被災状況等の情報を入手した場合は、速やかに[○○市町村]・消防等へ通報する。

表－３　主な情報及び収集方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 施設職員共有方法 |
| 気象情報  ・大雨注意報、大雨警報（土砂災害）  ・土砂災害に関するメッシュ情報　等 | ・テレビ  ・インターネット（山形地方気象台ホームページ、山形県土砂災害警戒システム）  ・[○○市町村]からの情報伝達　等 | [メール] |
| 土砂災害警戒情報 |
| 避難指示等  ・高齢者等避難  ・避難指示  ・緊急安全確保　等 | ・[○○市町村]からの情報伝達　等 | [メール] |
| 土砂災害の前兆現象  土砂災害の発生情報  ※安全を確保できる範囲で情報収集 | ・屋内から斜面等を目視  ・地元住民からの情報提供  ・[○○市町村]からの情報提供　等 | [メール] |

表－４　情報伝達の内容・連絡先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告先 |
| 土砂災害の前兆現象  土砂災害の発生情報  （被災状況） | 情報収集班 | [電話、FAX] | [○○市町村防災担当課]  [○○消防署]  [○○警察署] |
| 避難開始  避難完了 | 情報収集班 | [電話、FAX] | [○○市町村防災担当課]  [○○市町村福祉担当課] |
| 避難準備・避難開始 | 避難誘導班 | [口頭、館内放送] | [利用者等] |
| 避難等に関する情報 | 情報収集班 | [電話] | [施設利用者の家族等] |

３．避難誘導に関する事項

（１）避難基準

　１）[○○市町村]からの情報に基づく判断

　　　・[○○市町村]から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令があった場合

　２）自主避難の判断

・次表に示す土砂災害の前兆現象を確認した場合

・前兆現象の把握については、施設職員の安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、[○○市町村]にも速やかに報告する。

表―５　土砂災害の前兆現象

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂災害の種類 | 前　兆　現　象 |
| がけ崩れ | がけに割れ目が見える |
| がけから水が噴き出す |
| 小石がパラパラと落ちる |
| がけの樹木が傾く |
| 樹木の根の切れる音、樹木が倒れる音がする |
| 地鳴りがする |
| 土石流 | 雨が降り続いているのに、川の水位が下がる |
| 川の水が濁ったり、木などが流れてくる |
| 山鳴りがする |
| 地すべり | 地面にひび割れができる |
| 沢や井戸の水が濁る |
| 斜面から水が噴き出す |
| 電柱や塀、建物が傾く |

（２）避難場所

　　　※避難場所を検討した内容、避難場所を決定した理由（災害のリスク、施設利用者の状態、施設の現況、地域の協力体制、避難にかかる時間等を総合的に勘案して決定した事項）を記入する。

[例１：施設外への立退き避難の場合]

山形公民館

施設は、木造２階建で、建物の大部分が土石流の土砂災害特別警戒区域内に立地しているため、立退き避難が必須である。最寄りの市指定避難場所は山形公民館であり、避難経路の市道は土砂災害警戒区域や浸水想定区域に指定されていないため避難時の災害リスクも少ないことから、避難場所を山形公民館に決定した。

[例２：施設内避難の場合]

　　　　２階東側集会所

施設は、鉄筋コンクリート造り２階建で、建物西側の一部が急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域内に立地している。施設利用者の多くが寝たりや認知症の方であるため、屋外への全員避難には２時間程度かかり、また、施設周辺は山形川の浸水想定区域で災害のリスクが高いことから、２階への垂直避難を行うこととする。２階の避難場所は、斜面の反対側の東側集会所とする。

（３）避難方法

　　　※避難方法については、施設の実態に合わせて適宜記入する。

[例１：施設外への立退き避難の場合]

・避難方法は、次表に示すとおりとする。

・避難誘導班長は、避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

表－６　避難方法一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部屋  番号 | 人数 | 避難  誘導班 | 避難  順序 | 避難方法 | | |
| 屋内（玄関まで） | 屋外（避難場所まで） | ※輸送時間 |
| １号室 | ４人 | １班 | １ | 徒歩 | 輸送車両①によるピストン輸送 | 20分 |
| ２号室 | ４人 | ２ | － |
| ３号室 | ４人 | ２班 | １ | 徒歩 | 輸送車両②によるピストン輸送 | 20分 |
| ４号室 | ４人 | ２ | － |
| ５号室 | ４人 | ３班 | １ | 車椅子 | 輸送車両③ | 35分 |
| ６号室 | ４人 | ２ | － |
| 施設職員 | 10人 | － | 最後 | 徒歩 | 輸送車両①③  （車両②は避難場所待機） | － |

　　　　※輸送時間は、玄関での乗車開始から避難場所（山形公民館）での降車を経て、施設に戻り次に避難する入所者が乗車を開始するまでに要する時間の目安

[例２：施設内避難の場合]

・避難方法は、次表に示すとおりとする。

・施設職員の使用階段は、東側階段を使用する。

・避難誘導班長は、避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

表－７　避難方法一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部屋  番号 | 人数 | 避難  誘導班 | 避難方法 | | |
| 方法 | 使用エレベータ | エレベータ  使用順序 |
| １号室 | ４人 | １班 | 徒歩 | エレベータ① | ３ |
| ２号室 | ４人 |
| ３号室 | ４人 | ２班 | 車椅子 | エレベータ① | １ |
| ４号室 | ４人 |
| ５号室 | ４人 | ３班 | 車椅子 | エレベータ① | ２ |
| ６号室 | ４人 |
| ７号室 | ４人 | ４班 | ベッドのまま | エレベータ②（ベッド用） | １ |
| ８号室 | ４人 |

（４）避難経路

　　　・避難経路については、巻末資料に添付した「施設内平面図」に図示したとおりとする。

（５）施設周辺や避難経路の点検

　１）施設周辺の点検

　　　・施設内の移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動する。

　　・[避難場所]に移動する際、施設敷内の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

　２）避難経路の点検　[施設外への避難の場合に記入]

　　　・[避難場所]までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員間で情報を共有する。

（６）避難の実施

　　　・避難にあたっては、指揮班が避難誘導班に利用者等の避難誘導を指示する。

　　　・避難誘導班は[口頭、管内放送]で[「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します。]と、施設職員及び利用者等に周知する。

　　　・避難誘導班は、利用者等に避難開始を周知した後、「（３）避難方法」に記載した方法で利用者等を避難場所まで避難誘導する。

４．避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

（１）停電時対応設備の整備

　　・停電に備え、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、　　維持管理に努める。

（２）避難確保資器材の整備

・情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する設備及び資器材として、次表に示すものを備蓄し、維持管理に努める

表－８　避難確保資器材等一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | [テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー] |
| 避難誘導 | [名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、車椅子、担架、大人用紙おむつ、常備薬、水、食料、寝具、防寒着] |

５．防災教育及び訓練の実施に関する事項

（１）防災教育

　　　・施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、

　　　 施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

　　　 その主な内容は以下のとおり。

　　　　　①土砂災害の前兆現象について

　　　　　②情報収集及び伝達体制

　　　　　③避難判断・誘導

④避難確保計画の周知

（２）訓練

・訓練は、防災教育と一連で実施することを基本とする。

　　　・訓練は、全職員を対象に、机上訓練を含め避難確保計画の内容を把握するために行う。

　　　・訓練内容は以下のとおり。

　　　　　①避難確保計画の内容把握

②情報収集及び伝達訓練

③避難判断

④避難誘導訓練

⑤防災教育

（３）防災教育及び訓練の実施時期

　　　・防災教育及び訓練は、出水期前に年[○回]実施するものとする。

・その他、年度途中に職員の採用があった場合は、その都度防災教育を実施するものとする。

巻　末　資　料

**寒河江市　防災マップ**

１．[施設名]に想定される土砂災害

　　施設周辺の土砂災害警戒区域や避難場所等が掲載された※図を添付し、「施設」「避難場所」

「避難経路」など避難に関して必要な情報を図示する。

①施設周辺の土砂災害（例：市町村土砂災害ハザードマップ）

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

（慈恩寺１：急傾斜地の崩壊）

②施設周辺の土砂災害（例：山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒区域）

２．施設内平面図

　施設内の平面図を添付し、「避難場所（施設内が避難場所となっている場合）」「避難経路」など避難に関して必要な情報を図示する。

３．土砂災害に関する情報の入手先

（１）避難に関する情報

　　・[市町村]ホームページ

（２）土砂災害の危険度に関する情報

①山形地方気象台ホームページ

・土砂災害に関する気象予警報（大雨注意報、大雨警報）

・土砂災害警戒情報

・土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害の危険度を５段階で色分け表示）

・降雨分布、降雨予測　等

<http://www.jma-net.go.jp/yamagata/>

　　　②山形県土砂災害警戒システム

・土砂災害に関する気象予警報（大雨注意報、大雨警報）

・土砂災害警戒情報

・土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害の危険度を５段階で色分け表示）　等

　○パソコン版

<https://sabo.pref.yamagata.jp>

○携帯電話版（簡易情報）

<https://sabo.pref.yamagata.jp/mp/>

　○スマートフォン版

<https://sabo.pref.yamagata.jp/sp/>

（３）その他

　　　その他、自主防災組織等から入手する情報等があれば記入する。